

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
1	施設の配置に関する協定の認可	農業振興地域の整備に関する法律	18の2-1、 18の5-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
2	施設の維持運営に関する協定の認定	農業振興地域の整備に関する法律	18の12-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
3	施設の配置に関する協定の変更の認可	農業振興地域の整備に関する法律	18の6-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
4	施設の配置に関する協定の認可の廃止の認可	農業振興地域の整備に関する法律	18の10-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
5	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法	12-1			4週間		農政水産課	農政水産課	農政水産課 農業企画係 0246(22)7471	
6	農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	12の2-1			4週間		農政水産課	農政水産課	農政水産課 農業企画係 0246(22)7471	
7	農業経営の改善及び安定のための計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農業企画係 0246(22)7471	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
8	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	7		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農業企画係 0246(22)7471	
9	黒田農村広場の使用の許可	いわき市農村生活環境整備施設条例	5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		申請内容を精査し、使用施設の空き状況に照らし合わせ速やかに処理している。	農政水産課	いわき市黒田農村広場運営協議会	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
10	黒田農村広場の指定管理者の指定	いわき市農村生活環境整備施設条例	12				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
11	いわきの里鬼ヶ城の使用の許可	いわき市いわきの里鬼ヶ城条例	3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		申請内容を精査し、使用施設の空き状況に照らし合わせ速やかに処理している。	農政水産課	いわきの里鬼ヶ城	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
12	いわきの里鬼ヶ城の指定管理者の指定	いわき市いわきの里鬼ヶ城条例	10				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
13	遠野オートキャンプ場の使用の許可	いわき市遠野オートキャンプ場条例	3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		申請内容を精査し、使用施設の空き状況に照らし合わせ速やかに処理している。	農政水産課	遠野オートキャンプ場	農政水産課 農政係 0246(22)7470	
14	遠野オートキャンプ場の指定管理者の指定	いわき市遠野オートキャンプ場条例	12				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農政係 0246(22)7470	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
15	船難報告書の認証	水難救護法	10-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	水産振興室	水産振興室	水産振興室 0246(22)7487	
16	救護費用支給の申立に係る費用の決定	水難救護法	15-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	水産振興室	水産振興室	水産振興室 0246(22)7487	
17	売却、抵当及び質入れの為の認可	水難救護法	16-4		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	水産振興室	水産振興室	水産振興室 0246(22)7487	
18	行政財産の使用許可	地方自治法	238の4-7			3週間		水産振興室	水産振興室	水産振興室 0246(22)7487	
19	いわき市地方卸売市場小名浜魚市場指定管理者の指定	いわき市地方卸売市場条例	51-4				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	水産振興室	水産振興室	水産振興室 0246(22)7487	
20	市民農園の開設の認定	市民農園整備促進法	7-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農業企画係 0246(22)7471	
21	市民農園運営計画の変更の認定	市民農園整備促進法	7-5		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	農政水産課	農政水産課	農政水産課 農業企画係 0246(22)7471	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
22	フラワーライフ館の展示室 または研修室の使用許可	いわき市フラワーセ ンター条例	6		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要であ る。		申請内容を精査し、使用施設の空き状 況に照らし合わせ速やかに処理してい る。	農業振興課	フラワーセ ンター	農業振興課 園芸振興係 0246(22)7479	
23	フラワーセンターの指定管 理者の指定	いわき市フラワーセ ンター条例	15				指定管理者の指定については、地方自 治法第244条の2第6項の規定により、 議会の議決を経なければならないこと から、あらかじめ標準処理期間を設定 することは困難である。	農業振興課	農業振興課	農業振興課 園芸振興係 0246(22)7479	
24	牧野利用の許可	いわき市牧野管理 条例	5				審査にあたっては、県の行う放牧予定 家畜の検査の結果が必要であり、標準 処理期間は検査期間に影響される。	農業振興課	農業振興課	農業振興課 農業畜産係 0246(22)1147	
25	牧野使用料の減額	いわき市牧野管理 条例	12		事案ごとの裁量部分が大きく、審査基準を 設定することは困難である。		事実関係の認定に難易差があり、標準 処理期間の設定が困難である。	農業振興課	農業振興課	農業振興課 農業畜産係 0246(22)1147	
26	肉用雌牛の貸付承認	いわき市高齢者等 に対する肉用雌牛 貸付条例	3-2				審査にあたっては、貸付審査委員会に て審議することとしており、委員会は適 宜開催するものとしている。	農業振興課	農業振興課	農業振興課 農業畜産係 0246(22)1147	
27	貸付肉用雌牛損害賠償義 務の免除	いわき市高齢者等 に対する肉用雌牛 貸付条例	11		将来的に申請が見込まれるものの、過去に 申請実績がなく又は稀であって、あらかじ め審査基準を設定する実益がない。		事実関係の認定に難易差があり、標準 処理期間の設定が困難である。	農業振興課	農業振興課	農業振興課 農業畜産係 0246(22)1147	
28	貸付肉用雌牛の譲渡承認	いわき市高齢者等 に対する肉用雌牛 貸付条例	8-1		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要であ る。		審査にあたっては、貸付審査委員会に て審議することとしており、委員会は適 宜開催するものとしている。	農業振興課	農業振興課	農業振興課 農業畜産係 0246(22)1147	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
29	川前活性化センターの指定管理者の指定	いわき市川前活性化センター条例	12、13				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	農地課	農地課	農地課 農地管理係 0246(22)7472	
30	上三坂運動広場及び下三坂運動広場の指定管理者の指定	いわき市農村生活環境整備施設条例	11、12				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	林務課	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	
31	湯の岳山荘の利用申請受付業務	いわき市森林総合利用施設条例	5				その他	林務課	湯の岳山荘	林務課 林務係 0246(22)7474	
32	湯の岳山荘の使用料減額申請受付業務	いわき市森林総合利用施設条例	8				その他	林務課	湯の岳山荘	林務課 林務係 0246(22)7474	
33	田人ふれあいの里の利用申請受付業務	いわき市森林総合利用施設条例	5				その他	林務課	田人おふくろの宿	林務課 林務係 0246(22)7474	
34	森林休養施設湯の岳山荘及び田人ふれあいの里の指定管理者の指定	いわき市森林総合利用施設条例	14、15				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	林務課	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	
35	田人おふくろの宿の利用申請受付業務	いわき市田人おふくろの宿条例	5				その他	林務課	田人おふくろの宿	林務課 林務係 0246(22)7474	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
36	田人おふくろの宿の指定管理者の指定	いわき市田人おふくろの宿条例	11、12					林務課	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	
37	林業研修センター湯の岳山荘の指定管理者の指定	いわき市林業研修センター条例	12、13					林務課	林務課	林務課 林務係 0246(22)7474	
38	市場施設使用の指定・許可	いわき市中央卸売市場業務条例	62-1 62-2		事案ごとの裁量部分が大きく、審査基準を設定することは困難である。			中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場 管理係 0246(29)6200	
39	せり人の登録	いわき市中央卸売市場業務条例	12			30日		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場 管理係 0246(29)6200	
40	せり人の登録の更新	いわき市中央卸売市場業務条例	13			30日		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場 管理係 0246(29)6200	
41	中卸補助者の承認	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	22					中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場 管理係 0246(29)6200	
42	売買参加者の承認	いわき市中央卸売市場業務条例	26			45日		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場 管理係 0246(29)6200	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
43	売買参加補助者の承認	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	30			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
44	特殊取引単位の承認	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	42		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	審査項目が安易であることから、標準処理期間を設定しても実益がない。		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
45	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の許可	いわき市中央卸売市場業務条例	40		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
46	販売開始時刻前の卸売の許可	いわき市中央卸売市場業務条例	36 2 6			申請内容を精査し、市場の当該物品の需要状況その他の事情を考慮のうえ速やかに処理している。		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
47	受託契約約款の承認・変更の承認	いわき市中央卸売市場業務条例	45		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
48	受託物品異状確認の証明	いわき市中央卸売市場業務条例	46		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	卸売業者等の立会いのうえ当該物品の異常を確認し、速やかに処理している。		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
49	出荷奨励金交付の承認	いわき市中央卸売市場業務条例	57			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
50	売渡物品異状確認の証明	いわき市中央卸売市場業務条例	57				卸売業者等の立会いのうえ当該物品の異常を確認し、速やかに処理している。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
51	完納奨励金交付の承認	いわき市中央卸売市場業務条例	60				事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
52	仲卸業務の許可	いわき市中央卸売市場業務条例	18				過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
53	仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可	いわき市中央卸売市場業務条例	22-1, 3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
54	仲卸業者の合併の認可	いわき市中央卸売市場業務条例	22-2, 3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
55	仲卸業者の分割の認可	いわき市中央卸売市場業務条例	22-2, 3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
56	仲卸業務相続の認可	いわき市中央卸売市場業務条例	23		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由	未設定理由	未設定理由	未設定理由				
57	関連事業者の許可	いわき市中央卸売市場業務条例	29		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
58	上場物品の単位の承認	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	39		事案ごとの裁量部分が大きく、審査基準を設定することは困難である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
59	販売条件変更の承認	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	44		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
60	相対取引の承認	いわき市中央卸売市場業務条例	36 2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
61	予約相対取引の承認	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	52		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
62	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の承認	いわき市中央卸売市場業務条例	40		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
63	市場外物品卸売の承認	いわき市中央卸売市場業務条例	41		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農林水産部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
64	卸売業者以外からの買入れの許可	いわき市中央卸売市場業務条例	48 2 1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
65	卸売業者以外からの買入れの承認	いわき市中央卸売市場業務条例	48-2-2, 3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
66	市場施設の現状変更の承認	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	81-1		審査項目が安易であることから、審査基準を設定しても実益がない。		審査項目が安易であることから、標準処理期間を設定しても実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
67	使用料の減免	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	92		審査項目が安易であることから、審査基準を設定しても実益がない。		審査項目が安易であることから、標準処理期間を設定しても実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	
68	臨時休業・営業の承認	いわき市中央卸売市場業務条例施行規則	100-2		審査項目が安易であることから、審査基準を設定しても実益がない。		審査項目が安易であることから、標準処理期間を設定しても実益がない。	中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場管理係 0246(29)6200	